

# 明治記念大磯邸園における邸宅の保存活用計画に係る検討について

池田 洋一

関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 調査設計課（〒190-8558 東京都立川市緑町3173）

（現：関東地方整備局 営繕部 計画課（〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1））

平成29年11月、「明治150年」関連施策の一環として、地元の地方公共団体との連携のもと、神奈川県大磯町の一部区域に「明治記念大磯邸園」を設置する閣議決定がなされ、伊藤博文をはじめ明治期の立憲政治の確立に重要な役割を果たした先人の建物群及び周辺の緑地等の一体的な保存・活用を図ることとなった。

今回、本邸園（邸園とは邸宅と庭園をあわせた概念のこと）内に立地する邸宅の保存管理及び公開・活用を図るため、その基本的な方針を示した「保存活用計画」の策定に係る検討を実施し、現段階での案として纏めたので、その成果と今後の展望について報告する。

キーワード 明治150年，文化財，保存活用計画，邸園

## 1. 明治記念大磯邸園について

明治以降の近代化の歩みを伝える重要な取組の一つとして、立憲政治の確立等の意義や歴史を後世に伝えていくため、「明治150年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携の下、神奈川県中郡大磯町の一部の区域に、明治記念大磯邸園（以降、「本邸園」という）を設置することが、平成29年(2017)に閣議決定された。

### (1) 大磯の歴史

計画地のある大磯町は、神奈川県中央南部に位置し、山並みや海に象徴される豊かな自然を有している。海岸一帯は万葉集等にも詠まれた景勝地となっている。また江戸時代には東海道の宿場町として栄え、街道沿いに植えられた松並木が、代表的景観とされている。



写真-1 白砂青松のこゆるぎ浜

明治18年(1885)に日本初の海水浴場が開設、明治20年(1887)には大磯駅が開業し、新橋から大磯までの移動時間は2時間に短縮され、政財界人や文化人の保養地・避暑地として発展していった。明治30年代に入ると、海水浴は医療行為からレジャーとなり、多くの避暑客が訪れ、別荘はさらに増加した。特に、初代内閣総理大臣である伊藤博文が、明治29年(1896)に別荘「滄浪閣」を建設し、翌年には本邸としたことが別荘増加の契機となり、伊藤をはじめ、8人の内閣総理大臣経験者が居を構えるなど、「政界の奥座敷」とも言われた歴史を有している。



写真-2 大磯滄浪閣における伊藤博文と大隈重信  
(伊藤博昭氏所蔵資料)

## (2) 本邸園の概況

計画区域は、伊藤博文、大隈重信、陸奥宗光、西園寺公望の4名にゆかりのある建物群及び周辺の緑地等（計画区域全体：約6.2ha）である。計画区域には、大磯町が都市計画決定を行った公園区域に加え、小湊綾海岸松林特別緑地保全地区の一部（約0.9ha）を含んでいる。また、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（以降「旧滄浪閣」という）、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸の4邸宅が立地しており、このうち、旧滄浪閣については、一部が大磯町指定有形文化財となっている。

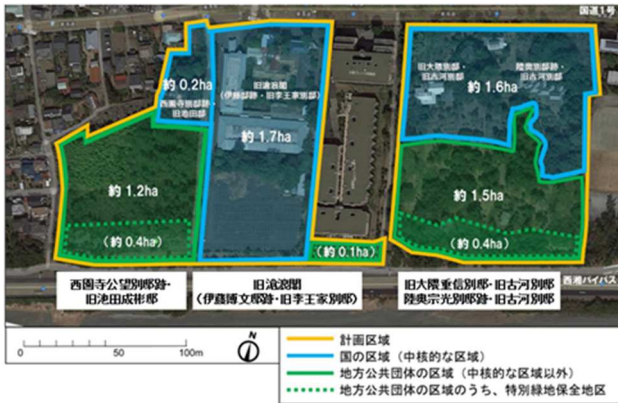


図-1 本邸園の平面図

## 2. 明治記念大磯邸園 基本計画

明治記念大磯邸園基本計画は、本邸園に関する基本的事項をとりまとめたものであり、具体的に進められる整備及び管理運営における基本的な方針として、有識者及び関係行政機関の代表者からなる検討委員会による検討を経て、平成31年4月に策定した。

基本理念及び基本方針、空間整備方針(空間構成計画・風致保全計画・施設計画・動線計画・植栽計画・基本計画図)、管理運営方針を定めており、邸宅保存活用計画は、この基本計画に基づき検討した。



図-2 基本計画図

## 3. 邸宅保存活用計画の策定について

邸宅保存活用計画とは、邸宅の本質的価値とその構成要素を明らかにし、周辺環境を含め、それらを一体的に保存管理及び公開・活用を図るために必要な事項を示すものであり、以下の構成から成る。なお、策定にあたっては、基本計画と同じく、有識者及び関係行政機関の代表者からなる検討委員会による検討を行った。

- 第1章 明治記念大磯邸園の概要
- 第2章 邸宅の本質的価値及び構成要素
- 第3章 保存管理計画
- 第4章 環境保全計画
- 第5章 防災計画
- 第6章 公開・活用計画
- 第7章 管理計画
- 第8章 保護に関する諸手続き

なお、令和2年4月時点では、各邸宅の現況調査結果等をもとにした「保存活用計画（案）中間とりまとめ」としており、今後の各邸宅の設計内容等をふまえ、最終的に策定を行うこととしている。

## 4. 邸宅調査の実施内容

本園の邸宅は、旧滄浪閣の一部が大磯町指定有形文化財となっているものの、他の3邸宅については、これまで詳細調査や調査に基づく歴史・文化的価値の評価が行われていなかったことなどから、調査により現況の課題を把握することが必要であった。そのため、保存・活用の検討の前段階として、邸宅の本質的価値を明らかにするとともに、当該価値を踏まえた保存・活用の具体の範囲等を定めるため、以下の項目について詳細調査を実施した。

### (1) 建築物実測調査

建築物の実測を行い、平面・立面・断面図等の一般図面を作成した。大規模な解体を伴わない調査を基本としたが、主要構造部が隠れている箇所は、部分的な解体調査を行った。

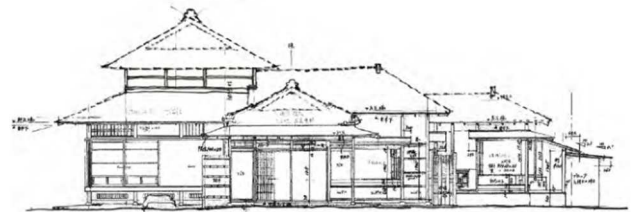


図-3 立面野帳(陸奥別邸跡)

## (2) 損傷調査・痕跡調査

修復が必要な、部材の欠陥、傾斜、虫害、雨漏り跡の損傷箇所、部材に残る痕跡を調査・分析し、建築物の変遷及び創建時の姿を明確にすることを目的として行った。目視あるいは触診・打診等によるほか、痕跡は仕上げにおいて見え隠れになることが多いため、近代的な材料により施工された範囲は、必要に応じて部分解体を行った。

なお、調査により詳細が明らかになる中では、天井裏から棟札が見つかり不明であった設計者・施工者が明らかになるなどの発見もあった。



写真3 陸奥別邸跡の小屋裏から見つかった棟札(左)とへぎ板材(右)

## (3) 技法調査

建築当初及び各時代における改修時の建築技法（使用材料・工法）を明らかにし、特徴、創建当初及び建築物の改修等の変遷を把握・分析した。

## (4) 構造調査

建築物を一般公開するにあたり必要となる改修計画を立てるため、現状の耐震性能の調査(常時微動測定)、建築物の不同沈下状況及び礎石部の調査を行った。

## (5) 史料・聞取り調査

邸宅にゆかりのある人物の関係者や、関連する歴史文化施設への聞取り調査を行い、書簡や古写真等の史料の収集・整理を行った。

各邸宅とも、明治期から昭和初期に至る様々な時代に建てられた和風、和洋折衷、洋風の別荘建築であるが、何れも文化的財相当の価値を持つ可能性が高いため、既存部材等に損傷を与えないよう細心の注意を払って実施した。また3Dレーザー測量機や航空(ドローン)レーザー測量機を用いた三次元点群座標による測定など、新技術を用いて、損傷防止配慮や調査期間短縮を行った。

## 5. 邸宅の本質的価値と構成要素

邸宅調査の結果を踏まえ、邸宅が立地する敷地の歴史や建築的特性など、邸宅が有する客観的事項を「場」及び「建物」の観点から邸宅の本質的価値として整理した。また、主に住居及び別邸として利用された部分を「本質的価値を構成する諸要素」とし、商業利用等を理由に後

年に設けられた部分を「それ以外の諸要素」に、「現時点で関わりが明らかでない諸要素」の3つを邸宅を構成する要素として分類した。

いずれの邸宅も増改築や建替を経て、4人の先人が利用した時代から姿を変えていることから、それらを積層する歴史として尊重し、分類・整理を行った。



写真4 旧滄浪閣南側外観(1992年頃)



写真5 西園寺別邸跡 広間

## 6. 保存管理計画

保存管理計画は、先に整理した本質的価値を構成する諸要素を中心に、保存管理の方針を示したものである。基本的には、当該価値を永く維持するために適切な維持管理や修理・修復を行うこととしているが、本邸宅は公開・活用がなされることを見据え、来園者の快適な利用のために必要な機能付加等について、価値を減ずることがないように留意し改修を行うことも位置づけた。具体的には、建築の状況(当初材の残存状況)等に基づき、各部屋を「保存部分」「保全部分」「その他部分」とに分け、各々の保存管理方針を示した。なお、今後の設計において、更に部分、部位毎に細かく方針を定めることとしている。

また、保存管理を進めていく上での復原修理も含まれるため、調査結果を基に各邸宅の修復等の目安となる時代を設定した。目安とする時代以降に改変された部分について、元の姿への復原を行うにあたっては、調査結果

や資料等の根拠の有無を踏まえ、今後協議の上、検討を進めていくこととした。

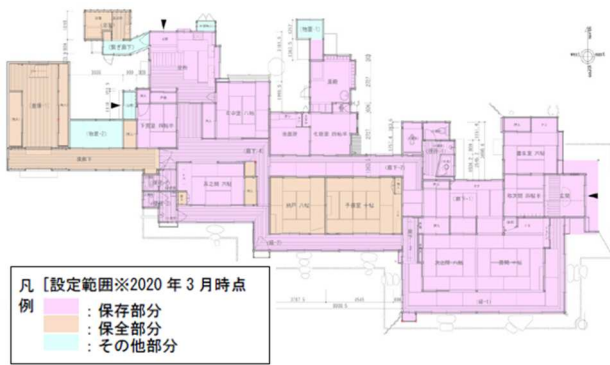


図4 保存管理部分の設定例 (陸奥別邸跡)

## 7. 公開・活用計画

公開・活用計画は本邸園の基本計画を実現するため、先に整理した保存管理方針に留意しつつ、各邸宅毎に大まかな活用内容を示したものである。

導入する機能及び施設等については、①歴史や意義等を学ぶ空間として、歴史資料等の展示空間、資料・図書コーナー、レクチャールーム等、②邸園文化を象徴する佇まいの中で、往事に想いを馳せる空間として、邸宅・庭園の歴史等に関する展示空間、③邸園文化の発信と憩い・交流の空間として、刊行・地域情報発信空間、交流広場、多目的空間や休憩施設・飲食・物販施設等、④邸園の維持管理運営のための、駐車場、トイレ、事務所等の管理部分、等を想定した。

活用範囲の考え方は、保存及び保全部分を中心に、展示空間や多目的に活用出来る空間などを「利用者スペース」として配置し、その他の部分を中心に、便益施設等の「利用者サービススペース」や倉庫等の「管理用スペース」を配置することを想定した。

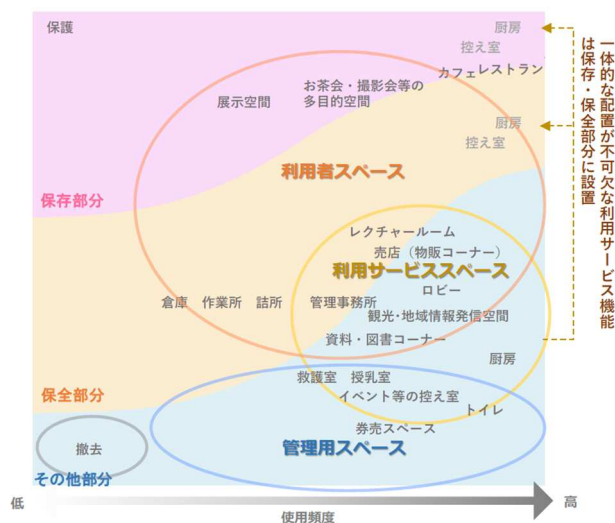


図5 保存管理の部分と活用の関係性



写真6 陸奥別邸跡・古河別邸 居間内観

## 8. 今後の検討事項について

本邸園内の邸宅を後世に継承し、公開・活用を図るため、すでに大磯町指定有形文化財である滄浪閣だけでなく、他の3邸宅についても順次指定を行うため、詳細調査結果を基に手続きを開始している。今回作成した邸宅保存活用計画(案)中間とりまとめは、指定に必要な届出、承認等に必要資料の一部になるが、引き続き、保存・活用に係る設計を進める中で継続的に調査を行い、設計内容や調査結果を計画に反映する必要がある。

公開活用内容・範囲については、歴史的資料の展示方法等も含め、邸宅毎の計画を具体化し、用途、構造、規模等に抵触する法令の整理や、整備内容を明確化していく必要がある。具体的には、諸室の用途に合わせ、避難路など安全性を確保する利用導線、耐震計画や、ユニバーサルデザインへの対応などである。

また、現時点で未だ不明瞭な箇所は、改修工事の施工段階で行う解体調査段階でなければ確認出来ない箇所もある。これらの箇所は工事に併せて、後補増築範囲の解体、工法・技法・痕跡等の調査を行い、整備後の修繕等に備えた調査記録を行うこととし、劣化状況等も踏まえ、建築材料の確保も含めた中長期の修繕計画の検討も行う必要がある。

令和2年度からは、邸宅改修に係る基本設計・実施設計を行うが、これら引き続き検討を要する内容を踏まえつつ、公園利用の観点から、本質的価値を減らすことのないよう留意した改修計画とする必要がある。

邸宅保存活用計画は様々な検討と判断を踏まえて作成するものであり、事業完成後も、本計画の基、継続して適切な維持管理を行う必要がある。

多くの来園者に永く親しまれる邸園とするために、本計画が万全の完成形となるよう、引き続き設計・工事段階での慎重な検討に努めたい。